

# 郡山市使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく登録業者及び許可業者に対する行政処分事務処理要領

平成 18 年 2 月 9 日制定  
[生活環境部廃棄物対策課]

## (目的)

第1条 この要領は、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成 14 年法律第 87 号。以下「法」という。)の規定に基づく登録及び許可の取消し又は事業の停止命令(以下これらを「行政処分」という。)を行う場合の事務処理について必要な事項を定め、もって使用済自動車の処理に係る行政処分の適正な執行を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要領における用語の意義は、法、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令(平成 14 年政令第 389 号)及び使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則(平成 14 年経済産業・環境省令第 7 号)の例による。

## (行政処分の対象)

第3条 行政処分は、法に基づき市長の登録又は許可を受けた者が、法第 51 条、第 58 条、第 66 条又は第 72 条の規定に該当したとき行うものとする。

## (行政処分の基準)

第4条 行政処分の基準は、別表のとおりとする。

## (事業停止期間の合算等)

第5条 登録業者が複数の事業の停止命令に係る違反行為を根拠として行政処分を行う場合の事業停止の期間は、それぞれの違反行為に係る事業停止の期間を合算した期間とする。この場合において、合算した期間が 180 日を超えることとなるときは、登録の取消しに移行するものとする。

2 許可業者が複数の事業の停止命令に係る違反行為を根拠として行政処分を行う場合の事業停止の期間は、それぞれの違反行為に係る事業停止の期間を合算した期間とする。この場合において、合算した期間が 360 日を超えることとなるときは、許可の取消しに移行するものとする。

3 前 2 項に規定する合算は、同一の登録又は許可において行うものとする。

## (加算措置)

第6条 事業の停止命令に係る違反行為があった場合において次の各号のいずれかに該当するときは、別表に規定する事業停止の期間に当該期間の 2 分の 1 を限度として加算することができる。この場合において、加算した後の期間が登録業者において 180 日、許可業者において 360 日を超えるときは、取消しに移行するものとする。

(1) 違反行為が繰り返し行われていたものであると認められるとき。

(2) 違反行為により、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき。

(3) 改善措置を講じない、又は改善措置が不十分であると認められるとき。

(4) その他加算するに足りる相当の理由があると認められるとき。

2 前項の規定は、前条の規定と重複して適用することができる。

## (軽減措置)

第7条 次の各号に該当する場合は、行政処分の内容を軽減することができるものとする。ただし、

取消し処分に該当する行政処分の軽減については、事業の全部停止とし、その期間は 30 日を下らないこととする。

- (1) 生活環境の保全上の支障がなかったとき。
- (2) 原状回復を行ったとき。
- (3) その他軽減するに足りる相当の理由があるとき。

(行政処分の手続き)

第8条 市長は、行政処分をすべき事実を知り得たときは、必要な資料等を整え、別記様式により行政処分調書を作成するものとする。

(県警本部長への意見聴取)

第9条 市長は、必要に応じ法第125条第2項の規定に基づき、法第62条第1項第2号へから又まで該当する事由の有無について、福島県警察本部長の意見を聞くことができる。

(行政処分の検討)

第10条 市長は、処分しようとする者について行政手続法(平成5年法律第88号)に規定する意見陳述のための手続を経て処分内容を検討するものとする。

(行政処分の決定通知)

第11条 市長は、行政処分を行う場合は、行政処分の内容並びに処分する理由及び根拠条項等を明示し、必要に応じ行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第57条及び行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条の規定に基づく教示を付して、被処分者に書面により通知するものとする。この場合における通知は、被処分者に配達証明による郵送又は手交により行うものとする。

(関係機関等への通知及び公表)

第12条 市長は、行政処分を行った場合は、都道府県知事、保健所設置市長、福島県警察本部長及び財団法人自動車リサイクル促進センターに通知するとともに、公示するものとする。

2 市長は、行政処分が許可の取消しである場合は、前項に規定する機関のほか環境省に通知するものとする。

(登録証等の返納等)

第13条 市長は、行政処分を行った場合は、被処分者から登録証又は許可証(以下「登録証等」という。)を返納させるものとする。

2 市長は、事業停止命令により返納させた登録証等を停止期間が満了したときに被処分者に返付するものとする。

(行政処分後の確認)

第14条 市長は、行政処分を行った場合は、事業が停止し、又は廃止されていることを立入検査等により確認するものとする。

## 附 則

この要領は、平成18年2月9日から施行する。

別表（第4条関係）

	許可の取消し等の要件（違反行為は罰則をもって記載）	処分内容
1	法第51条第1項第1号又は第58条第1項第1号：不正な手段による登録（法第138条第2号）	登録取消し
2	法第51条第1項第2号又は第58条第1項第2号：登録基準不適合	登録基準に適合するまでの間事業停止 改善が不可能な場合は登録取消し
3	法第51条第1項第3号又は第58条第1項第3号：欠格要件に該当	登録取消し
4	法第51条第1項第3号又は第58条第1項第3号：違反行為 使用済自動車一般廃棄物の委託基準違反（第137条） 事業停止命令違反（法第138条第3号） 引取り、引渡し、再資源化に関する命令違反（法第139条第2号） 移動報告に関する命令違反（同条第2号）	登録取消し
	関連事業者の業廃止・変更届出義務違反（法第140条第2号） 報告の徴収における報告拒否、虚偽報告（同条第3号） 立入検査拒否・妨害・忌避（同条第4号）	事業停止30日
	標識の表示義務違反（法第143条第2号） その他の違反行為	事業停止10日
5	法第66条第1号 使用済自動車一般廃棄物の委託基準違反（法第137条） 事業停止命令違反（法第138条第3号） 破碎業の無許可変更（同条第6号） 引取り、引渡し、再資源化に関する命令違反（法第139条第2号） 移動報告に関する命令違反（同条第2号）	許可取消し
	全部利用者への引渡し書面の保存義務違反（法第139条第1号） 関連事業者の業廃止・変更届出義務違反（法第140条第2号） 報告の徴収における報告拒否・虚偽報告（同条第3号） 立入検査拒否・妨害・忌避（同条第4号）	事業停止30日
	標識の表示義務違反（法第143条第2号） その他の違反行為	事業停止10日
6	法第66条第2号：不正の手段による許可（法第138条第5号）	許可取消し
7	法第66条第3号：許可基準不適合	許可基準に適合するまでの間事業停止 改善が不可能な場合は許可取消し
8	法第66条第4号：欠格要件に該当	許可取消し

※法第72条の規定により、破碎業者について第66条の規定に準用する場合を含む。

## 行政処分調書

### 1 処分しようとする者

(1) 住 所

(2) 氏 名

(3) 許可番号

(4) 事業の範囲

事業の区分

廃棄物の種類

許可年月日

### 2 違反事実の概要

(1) 違反事実の概要

(2) 適用条項

### 3 経緯

### 4 処分案

(1) 処分しようとする内容

(2) 処分しようとする理由及び根拠条項等

(添付資料)